

多文化共生講師 登録、紹介及び講演要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人広島平和文化センター（以下「当財団」という。）が広島市から委託を受けて実施する日本語能力向上支援事業における多文化共生講師（以下「講師」という。）の登録、紹介及び講演について必要な事項を定める。

(講師の対象者)

第2条 この要領において、講師として登録及び活動できるのは、外国に背景を持ち、広島市及びその近郊に居住している者であって、当財団国際市民交流課（以下「当課」という。）に認められた者とする。

(講師の登録)

第3条 講師として登録を希望する者は、多文化共生講師登録書（様式1）を当課に提出するものとし、当課の審査を受け認められた場合に、当課の多文化共生講師名簿に登録する。

(講師紹介の申請)

第4条 講師の紹介を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）は、活動日の1か月前までに当課に多文化共生講師紹介申込書（様式2）を提出しなければならない。

(講師の紹介)

第5条 当課は申込者から提出された申込書の内容を審査し、適当と認められる場合、講師を紹介する。

(講演内容)

第6条 講師は申込者からの依頼内容に基づき、異文化理解又は多文化共生に資する内容の講演を原則として日本語で実施する。

(謝礼金等)

第7条 申込者が広島市及び関係機関（以下「広島市関係機関」という。）である場合、申込者は広島市の基準に則った謝礼金及び旅費を講師に支払うものとする。

2 申込者が広島市関係機関以外の場合、申込者と講師との合意に基づいた謝礼金及び旅費を申込者が支払うものとする。

(損害賠償責任)

第8条 紹介及び講演に係る損害、逸失利益について、当財団は一切賠償責任を負わないものとする。

(事後調査)

第9条 申込者は、講座実施後に事後調査（アンケート形式）に協力しなければならない。

(登録の抹消)

第10条 講師が、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を抹消する。

- (1) 辞退の申出があった場合
- (2) 転居等により広島市及びその近郊で講演できないことが明らかな場合
- (3) 登録継続の意思が確認できない場合
- (4) 講師としての適格性を欠く場合

(秘密の厳守)

第11条 講師は、紹介及び講演の中で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の取扱い)

第12条 当課が収集した個人情報については、厳重に管理し、漏えい、不正流用及び改ざん等の防止に適切な対策を講じる。保存の必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに消去する。

2 個人情報は、本人の同意がある場合など、当財団個人情報保護規程で定める一定の場合を除き、他の目的で利用しないこととする。

(その他)

第13条 この要領の施行に関して必要な事項は、当課課長が定める。

2 事務局を当課に置く。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。